

令和2年6月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

令和2年6月18日（木） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委員(教育長職務代理者)
澤 田	真 弓	委員
川 邊	幹 男	委員
元 木	誠	委員

3 出席説明員

教育総務部長	志 村 恭 一
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	古 谷 久 乃
教育総務部生涯学習課長	柳 井 栄 美
教育総務部教職員課長	平 石 拓 裕
教育総務部学校管理課長	二 見 裕
学校教育部長	米 持 正 伸
学校教育部教育指導課長	高 橋 直 樹
学校教育部支援教育課長	富 澤 真由美
学校教育部保健体育課長	山 崎 亨
学校教育部学校給食担当課長	坂 本 克 昭
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	高 木 厚
美術館運営課長	岡 本 剛 彦
教育研究所長	阿 部 優 子

4 傍聴人 2名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
  - 教育長 本日の会議録署名人に元木委員を指名した。
  - 日程第4 議案第33号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
- 教育長報告

(新倉教育長)

5月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。

お手元の教育長報告をご覧くださいと思います。

この間の私どもの活動といたしましては、6月1日に臨時議会が開催されました。5月の定例会等でご審議いただきました国の1次補正に伴います議案関係をご承認いただいたところです。

6月9日からは6月の定例議会が開催されているところで、25日までの予定となっているところであります。

今回の定例議会につきましては、議員の皆様方からのご配慮もあり、コロナ関連につきましては、コロナの協議会で判断をすること、それから、職員等が様々な分野に多岐にわたって関わっていることから、できる限りの一般質問等の行わないという代替えの形をいただいて、現在進んでいるところです。

また、学校関係につきましては、6月1日から市立学校が再開し、社会教育施設の一部再開がされております。これらの経緯につきましては、後ほど報告させていただきますと思います。

(質問なし)

- 日程第1 議案第30号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正）』
- 日程第2 議案第31号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正）』
- 日程第3 議案第32号『教育長の臨時代理による事務の承認について（横須

賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正)』

教育長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

教育委員会が所管する市立学校の管理運営に関する規則中改正については、令和2年5月25日の教育委員会臨時会において、国の緊急事態宣言解除に伴う市立学校における教育活動の再開に関して、県教育委員会教育長からの通知が出された後に、市立学校の管理運営に関する規則中改正を、教育長の臨時代理により行うことについて、ご報告させていただきました。

その後、県の教育長通知が出されましたので、令和2年5月25日の深夜のことです、教育長の臨時代理により令和2年6月1日付で横須賀市立学校の管理運営に関する規則中改正を行わせていただきましたので、本日議案の承認をお願いするものでございます。

なお、教育長の臨時代理による事務の承認について、市立学校の管理運営規則中改正の議案は3議案になりますが、改正内容や改正理由が同様のため、一括して説明資料でご説明いたします。

説明資料議案第30号から第32号、教育長の臨時代理による事務の承認についてをご覧ください。

1、改正内容についてですが、令和2年度については、市立小学校、中学校、横須賀総合高等学校及び特別支援学校の夏季休業日を短縮するため、市立学校の管理運営に関する規則を改正するものです。

2、改正する理由についてですが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、市立学校においては、令和2年5月31日までを臨時休業とし、令和2年6月1日から学校を再開することにしましたが、授業については、学校再開後も令和2年6月30日までは段階的な再開としています。

そこで、令和2年度については、市立学校の授業日数を確保するため、夏季休業日を通常は38日間であったものを、26日間短縮し12日間とするものです。

3、改正する規則及び条項についてですが、改正する規則は3つあります。横須賀市立小学校及び中学校、横須賀市立横須賀総合高等学校並びに横須賀市立ろう学校及び養護学校のそれぞれの管理運営に関する規則になります。

改正する条項は、令和2年度に限る特例事項となりますので、それぞれの管理運営に関する規則の附則に、新たに1項加える形となります。

4、条文関係についてですが、(1)の小・中と(2)の高校については、附則での読替規定となり、各管理運営に関する規則の第3条第1項第3号に規定

する令和2年度の夏季休業日は、7月21日から8月27日までとあるのは、8月6日から8月17日までとするという内容になります。

(3) 特別支援学校については、休業日など、小・中学校の管理運営規則の規定を準用しているため、今回新たに加えた小・中学校の附則内容を、特別支援学校の附則で読み替えるものです。

(4) 施行期日は、交付の日からの施行となり、令和2年6月1日付交付いたしました。

なお、各議案については、議案書のとおりになります。

以上で、議案第30号から議案第32号までの説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第30号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第31号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

採決の結果、議案第32号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1) 『新型コロナウイルスに係る市立学校及び社会教育施設の状況について』

(教育指導課長)

初めに、私から市立学校の状況についてご報告いたします。

横須賀市立学校における臨時休業後の学校再開方針に基づいて、ご報告いたします。

恐れ入りますが、学校再開方針の2ページ、3ページをご覧ください。

6月1日より学校を再開いたしました。

まず、第一段階として、小学校では、午前中に学級の半分を1日置きに登校し、授業を再開いたしました。中学校では、学級の生徒を半分にして、午前と午後の2部制授業を行っております。横須賀総合高校全日制においては、広域から通学する生徒の実態を踏まえ、年次別に時差登校を行いました。また、定

時制においては、授業時間を短縮し、4時間で下校しております。

児童生徒の様子については、長い休業期間になりましたので、最初はとても緊張した雰囲気スタートしたとのこと。また、小・中学校においては、どのクラスも通常学級の半数であり、授業においては、集中した落ち着いた雰囲気の中で授業が進められております。

授業や学校生活においては、密閉、密集、密接を避ける工夫を各学校で行っております。教室で学習する際には、前後左右の机を1つずつ空け、一定の距離を保ちながら授業を行っております。例えば、対面での話し合い活動を工夫したり、体育の授業においては、サークルをつくり、約1メートルから2メートルの間隔を保持して授業を展開しております。また、トイレや洗面所の入り口には、間隔を空けるテープを貼り、一定の距離を保ちながら待機するようしております。

今後、6月22日より第二段階に入り、感染予防対策を継続しながら短縮授業を実施し、段階的に通常の授業形態に戻していく予定です。

また、給食の再開についてですが、小学校、ろう学校は6月22日月曜日、養護学校は24日水曜日、給食が再開されます。

市立学校の状況については以上です。

社会教育施設の状況につきましては、生涯学習課長より報告いたします。

(生涯学習課長)

社会教育施設の状況についてご報告させていただきます。

別添資料2をご覧ください。

社会教育施設は、緊急事態宣言の発出・延長により、6月30日まで休館を予定しておりましたが、緊急事態宣言解除に伴い、国等の「新しい生活様式」に基づき、市における共通の利用条件を基に各施設で利用条件を設け、感染拡大防止対策を講じながら段階的に再開しております。

なお、休館中につきましても、1に記載のとおり図書館において、休校中の子どもを対象とした学習室の開放やサテライト館を含む図書館、図書室において、予約図書貸し出し、返却など、横須賀市独自の取り組みを実施し、多くの方にご利用いただきました。

2の「市内施設の再開状況一覧表」をご覧ください。

社会教育施設の再開状況につきましては、既に生涯学習センター図書室が6月1日月曜日、図書館、自然・人文博物館、馬堀自然教育園が6月2日火曜日から再開しております。また、あさって6月20日土曜日、音楽室を除く生涯学習センターの貸館、横須賀美術館、天神島臨海自然教育園、ヴェルニー記念館が再開いたします。

再開に当たっては、市内施設をステップ1の「市民を対象とした無料の施設」、ステップ2の「市民を対象とした予約制の施設」、ステップ3の「観光集客施設等」の3段階に区分し、再開日を決定しています。区分の中で再開日が異なるのは、各施設の状況によるものです。

国内でクラスターが発生した屋内プール、トレーニング室につきましては、再開時期を検討しております。また、学校等の施設開放につきましては、2月27日から休止をしております。再開時期につきましては、現在調整中です。

2ページをお開きください。

各施設の再開に当たりましては、消毒液の設置や非接触型の体温計の設置、受付カウンターでの飛沫感染防止対策などを行っているほか、「新しい利用様式」に基づいた市全体の共通ルールのもと、「定員の半分以下で使用」、「大声での合唱等の禁止」など、施設ごとの利用条件を定めております。各施設の利用条件につきましては、ホームページや館内の掲示を通じて、利用者にお知らせとご協力の呼びかけを行っております。

また、市主催のイベントにつきましても、市の方針といたしまして、事前予約等で人数制限が可能であり、参加者の人数が屋内50人程度以下や屋外100人程度以下と限定できるものについては、感染予防対策を講じながら、6月から順次再開することとしております。

しかしながら、人数制限ができないなど、リスク対応が整わない不特定多数が集まる大規模イベントにつきましては、令和2年12月31日まで中止することが決まっております。そのため、美術館におきましては、8月までの企画展は中止としております。なお、9月以降の企画展につきましては、今後の状況に応じて、開催について判断してまいります。

3ページをご覧ください。

こちらは、廣村正彰氏がデザインした横須賀美術館オリジナルピクトグラム、「よこすかくん」ピクトの新型コロナウイルス感染予防バージョンです。横須賀美術館には、2007年の開館当初から、廣村氏のデザインによる15種類のオリジナルピクトグラム「よこすかくん」ピクトが館内外に掲出され、来場者のご案内をしております。

今回、感染予防のため、活動に協力するという形で、コロナ感染予防ピクトを特別にデザインし、ご提供いただいたものです。今後、市内の各学校での掲出を予定しているほか、庁内の掲示板等を利用し、関係各課にお知らせしたいと考えております。横須賀美術館のホームページには、既に掲載しております。

以上で、社会教育施設の状況についてのご説明は終わります。

(川邊委員)

社会教育施設などの対応ですけれども、これは、施設によっていろいろあると思うんですけれども、どのようにアナウンスされたのでしょうか。

あともう一つ、例えば、そういう場合、予約制を取るとか、何かそういう方法とかを取られたのでしょうか。

(生涯学習課長)

市民の皆さんへのアナウンスにつきましては、市長のメッセージや報道発表を行っております。また、各施設のホームページへの掲載も行っております。

(川邊委員)

利用に関して、予約制とか、そういう形はとられたのでしょうか。

(新倉教育長)

もう一点ご質問にありました、施設の利用に当たって、予約制だとかを取っているのかというご質問のお答えがなかったので、そこをお願いします。

(生涯学習課長)

予約制を取っている施設は、生涯学習センターになりますが、こちらは、休館前に予約をされていた方を優先といたしましてご連絡をいたしまして、活動されるかどうか確認を取りました。その後、空いているお部屋につきましては、一般開放という形で、通常のホームページからの予約システムで予約を受け付けております。

(新倉教育長)

予約の意味が2つあったかなと思いますが、施設を利用するという申し込みの予約の意味と、それから、例えば、図書館とか博物館、美術館をそのまま開放するけれども、入るのに予約を必要としているのでしょうかという2点あるかなと思っておりますが、そこを整理していただければ。

(博物館運営課長)

博物館の例でお話をさせていただきますと、博物館の施設の利用につきましては、予約等というのは特段必要とはしていないところでございますけれども、団体での利用ということにつきましては、事前に申し込みをしていただくというような、ご連絡をいただくというような手はずを取っております。その際、従前は100人の方がお見えになられても対応するというところで受け入れをして

おりましたけれども、今般、50人以下、私どもの判断の中では、50人より30人以下の団体でお越しいただくようにというようにお願いをさせていただくということで、3密を避けるというような対応を図らせていただいております。図書館、美術館につきましても同様ということで、図書館は団体ということはなかなかないかと思っておりますけれども、3密を避けて、感染拡大防止を図ると、そのような対応を取ってまいる所存でございます。

(荒川委員)

先ほど学校開放について、まだ調整中ということだったんですけれども、使用されている団体の方々へ、使用を再開するに当たっては、このようなことに気を付けてくださいとかという、市からとか、あるいはその学校のその開放運営協議会などで十分に話し合うなどいろいろな方法あると思いますが、市として、一律に定めて再開するのでしょうか。それを教えていただければと思います。

(学校教育部長)

荒川委員のご質問の学校開放は、グラウンドとか体育館の一般開放のことということで受け取っているんですが、これにつきましては、市長部局のスポーツ振興課と、それから保健体育課のほうで調整を図っているところがありまして、基本的には、公共の市の体育館や競技場などの開放が今始まっておりますので、そこで使用するときには、試合形式のものはやらないとか、それから、他のチームを呼んで練習試合などはやらないとかという、そういった規定がありますから、それに準じて、今作成をしていただいているところでございます。そのところを参考にしながら、スポーツ振興課のほうで今、検討を図っていただいているといったところです。

具体的には、きちんと使用した方が消毒をして、最終的には帰っていただいて、次の日の朝開いたときには、そのまま清潔な状態で使用できるようにといったところを図っていきたいというふうに考えております。

(新倉教育長)

私のほうから補足させていただきますが、学校施設の一般開放については、その権限自身が今、市長部局のスポーツ振興課に全て移管されております。今、保健体育課と協議と言っているのは、保健体育課はあくまで参考的にお話ししかできないので、そこで、教育委員会としての意見を言わせていただいているという形になるかと思っております。

その辺が、学校施設管理者である教育委員会と、それから、その利用形態を

全部所管しているスポーツ振興課の部分というのを、調整でやらせていただく形になるかと思います。

(元木委員)

部活動の再開の見込み等はどうかになっているのでしょうか。教えてください。

(保健体育課長)

部活動に関しましては、今、検討中で、詰めの段階なんですけど、大まかに申し上げますと、段階的な部活動の再開を考えております。例えば、週に1日だったのが、次の段階では週に3日になるとか、または、時間も60分の時間を、今度は次の段階では90分、120分というように、そういう内容で今、検討中ですが、早々に学校のほうには通知を出したいと思っています。

(澤田委員)

学校再開が第一段階から第二段階に入るところでの質問です。第一段階での支援級の子どもたちの通常の学級での交流及び共同学習はどのようになされていたのでしょうか。あるいはこの段階ではなされなかったのでしょうか。また、第二段階では、これまでと同様な形態で、なされるのでしょうか。

(支援教育課長)

支援級のお子さんの交流の段階的な進め方というご質問でよろしかったでしょうか。

支援級の子どもも、それぞれ子どもによって特性に大きく差がございますので、第一段階の最初の3日間は支援学級での授業になっておりましたが、その後は、お子さんに合わせて徐々に、段階的に交流を進めているところでございます。

(川邊委員)

ちょっと雑駁な質問かもしれませんが、第一段階が終わって、間もなく第二段階になるわけですが、第一段階が間もなく終わる段階で、子どもたちの様子というか、どんなものだったか、大まかでいいんで、ちょっとお話しいただけますでしょうか。

(学校教育部長)

第一段階では、小学生は隔日登校といたしまして、1日置きであったり、それから、中学校では、小学校も半分にしなごうとしたけれども、午前、午後2部

制ということで、非常に教室が半分で少ない状況で、非常に落ち着いた形で、ただ、長く休んでいましたので、かなり子どもたちのほうも緊張感を持って授業に臨んでいるといった様子でした。

それから、先生側の感想を聞いてみますと、先生側のほうは非常に、子どもたちに授業ができるということで、その喜びもあって、大変意欲を持って授業に取り組んでいるといったような声を聞いております。

おおむね市内全体としては、順調に第一段階には進んでいったというふうに、私どもは認識しております。

(元木委員)

保護者からの意見等はありませんでしょうか。

(学校教育部長)

保護者からの意見というものは、それほど多く寄せられているということは聞いておりません。

予想された登校に対する不安感とか心配というものも、私どもについては、ほとんどそういった声は聞かれていなく、推移したといったようなところでございます。

(新倉教育長)

その点について、私のほうから少し補足させていただきます。

今回、学校訪問等もずっと続けてまいって、各学校の状況を確認させていただいている中では、1つは、短時間の登校だということがありましたので、不登校ぎみだったお子さんも、今は出席できている状況が、垣間見られました。

それから、保護者の方のご意見の中では、やはりまだ、この新型コロナウイルスが怖いので、全く登校させたくないという保護者の方のご意見もございまして、数名の方は登校ができていない。ただ、これは、欠席扱いではなく、出席をしないという形での処理になってはいますが、どこで安心して学校に来ていただけるかということは、学校と保護者との間でもう一度ゆっくりお話をして、できる限り登校していただく形を取らなければいけないかなと思っているところです。

報告事項(2)『社会教育委員会議提言「コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて」について』

(生涯学習課長)

それでは、社会教育委員会議提言「コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて」について、ご説明させていただきます。

社会教育委員会議では、本市の社会教育について審議いただいておりますが、任期2年の間に諮問がない場合には、委員の協議により調査研究テーマを決め、審議結果を提言という形で教育委員会にご助言いただいております。

今回のご提案は、平成30年度と令和元年度の2年間に審議いただいたものです。

1の「審議するテーマの設定にあたって」ですが、市民部所管のコミュニティセンターは、地域住民に最も身近な生涯学習を支援する施設ですが、利用者は大半をシニア層が占めていることが課題となっています。このため、コミュニティセンターのあり方と地域・学校や子どもたちとの関わりについて、施設へのアンケート調査や視察を行い、研究調査を行い審議することにいたしました。

2の「コミュニティセンターの現状把握」ですが、提言の22ページから61ページに記載したアンケート項目を審議し、全コミュニティセンターにアンケート調査を実施いたしました。

また、一番規模の大きい北下浦コミュニティセンターの視察を行いました。

3の「コミュニティセンターのあり方」についてですが、アンケートや視察の結果から課題を出し合い、記載のとおり大きく4つの課題に分類したところです。

4の「提言概要」といたしましては、4つに分けた課題に応じる形で検討いたしました。

(1) 定期講座・講演会・講習会等では、講座に参加するだけでなく、市民に企画側に参加してもらおう。地域づくり、人づくりにつながる講座にも取り組む。学校の協力を得ながら、若年層に講座の企画運営の参画を呼びかける。講座の企画運営に参画した児童生徒に参加証を発行するなど、認証の仕組づくりを検討する。

(2) 情報収集提供として、子どもたちの学習成果の発表の場として、施設が利用できることを学校にPRする。多世代にお知らせするため、ツイッター等の新しい広報手段を検討する。行政は、学校とコミュニティセンターをつなぐ役割を持つ。

(3) 施設利用として、空き時間帯の児童・生徒の自学・自習の場としての活用の検討。学校向けにコミュニティセンターを紹介するコミセンツアーの実施。図書館で読み聞かせなど、話しながら活動することかできる時間帯などの検討。

(4) 職員としまして、職員が意見交換・情報交換できる機会を増やす。アンケート等の高評価の意見を見える化し、職員のモチベーションアップを図るという提言が出されました。

コミュニティセンターは、平成20年度から市民部が所管する施設になっております。このため、市民部長、地域コミュニティ支援課長に、この提言内容についてはご説明をさせていただいております。

本日ご報告後に、市民部各コミュニティセンター宛に提言書を届ける予定です。

以上で報告を終わります。

(荒川委員)

この提言の中に、学校側との風通しのよい意見交換が進んでいくべきだというふうな、学校と関わるようなことの意味の提言なんかもあったと思うんですけども、この内容というのは、学校にはお知らせするというような形で、学校側からもコミュニティセンターなどへの、こういうことで協力してほしいというような形で意見が言えたりなど、きっかけづくりとなるとよいと思います。今年度は無理でも、来年度あたりにそういうことができたらいいなと思います。学校側に、このような提言が出されましたとお知らせするようなことは、あるのでしょうか。

(生涯学習課長)

こちらの提言につきましては、学校長会議などを通じてお知らせしたいと考えております。また、広くこの教育委員会にご報告させていただいた後は、ホームページ等の掲載なども行っていきたいと考えております。

また、学校とコミュニティセンターの協力関係につきましては、市民部とよく話し合いを行いながら、また間を取って行っていきたいと思っております。

(澤田委員)

6ページの⑱の学校との関わりでの質問です。この中で、授業等で施設を利用する割合は60%程度であるとあります。これについて、何か具体的な利用についてご存じでしたら教えて頂きたいと思っております。また、先ほどの荒川委員からの意見と同じなのですが、学校にもアピールするような、あるいは意見交換ができるような場があれば良いと思っておりました。

(生涯学習課長)

学校との関わりにつきましては、具体的には、夏休みに生徒さんが作られた

作品をコミュニティセンターである期間に掲出して、親子でそれを見に来ていただいたり、また、総合学習の中で地域にある公共施設ということで、子どもたちが学びを通じてコミュニティセンターに来ていただくことが現在でもございます。

また、今おっしゃられたように、生涯学習課として、市民部と学校との間で意見交換をする機会など検討してまいりたいと思います。

(新倉教育長)

私から再質問すると、今のお話というのは、この資料の56ページ、アンケート調査の中に「ある」方の項目があり、その具体例の中で書かれていることかなと思うのですが、コミュニティセンターとっている、コミュニティの現場を見ているということ、関わりがあるというよりは、行政センターを施設見学で来ているから、その施設を知っているというような表現しか、ここでは出てきていないのかなと思うので、その意味では、いわゆるコミュニティセンターでやっている講座とか事業内容と児童・生徒が、直接つながっているということは出ていないということなのかなと思うのですが、その辺どうですか。

(生涯学習課長)

今、教育長がおっしゃるとおり、子どもたちが実際にコミュニティセンターの講座に参加する機会というのは多くないと思います。コミュニティセンターの講座が、平日の昼間の時間帯が多うございますので、子どもたちが自由に活動できる土日の講座がまだ数多く打てていないというような現状がございます。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第4は市長の議会提案案件のため、秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

## 6 閉会及び散会の時刻

令和2年6月18日(木) 午前10時20分

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡